

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 8月11日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第36号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第85条の4の次に次の1条を加える。

第85条の4の2 条例第68条第1項第2号に該当する自動車に対する同条第1項に規定する別に定める基準により減免することができる自動車税の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度とする。

- (1) 当該自動車に対する自動車税の年額
(2) 当該自動車を総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下の家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)とみなした場合に課すべき自動車税の年額

2 賦課期日後に条例第68条第1項第2号の減免に該当することとなった場合における前項に規定する減免することができる自動車税の額は、前項各号に掲げる額に当該減免に該当することとなった月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)のうちいずれか少ない額を限度とする。この場合において、当該月数は、暦に従って計算する。

第85条の5第2号のうち「この条及び第102条の10において」を削り、「住所」を「、住所」に改める。

第102条の9の2の次に次の1条を加える。

第102条の9の3 条例第118条の11第1項第2号に該当する自動車の取得に対する同条第1項に規定する別に定める基準により減免することができる自動車取得税の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

- (1) 当該自動車の取得に対する自動車取得税の額
(2) 250万円に身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に必要な金額を加算した額に前号の自動車取得税の税率を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

第102条の10第2号のキを同号のケとし、同号のカを同号のクとし、同号のオを同号のキとし、同号のエを同号のカとし、同号のウを同号のオとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造に関する事項

エ 身体障害者等が運転するため又は身体障害者等の利用に供するための構造変更に必要な金額及びその内訳

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。(自動車税の減免に関する規定の適用)
2 この規則による改正後の長野県県税に関する規則(次項において「新規則」という。)第85条の4の2の規定は、平成21年度以

後の自動車税について適用する。

(自動車取得税の減免に関する規定の適用)

- 3 新規則第102条の9の3及び第102条の10の規定は、平成21年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

税 務 課

告示

長野県告示第477号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成20年 8月11日

長野県知事 村 井 仁

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Rows include 筒井薬局, こまつ薬局, こばやし内科クリニック, とも泌尿器科クリニック, 西町土屋薬局, 西野薬局, 諏訪スター薬局, 穂高ハートクリニック, はたクリニック, 永田眼科医院, 古畑泌尿器科クリニック, 長野赤十字病院附属上山田診療所, 医療法人深聖会しのざき内科呼吸器科クリニック, いちはし内科医院, 千寿堂高嶋薬局, 小口内科医院.

健康づくり支援課

長野県告示第478号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成20年 8月11日

長野県知事 村 井 仁

名 称	所 在 地	辞退年月日 辞退の効力 発生效力日
こまつ薬局	松本市北深志1-7-3	20. 3. 29
徳永医院	飯田市八幡町2085番地	20. 4. 30
永田眼科医院	松本市島立645-2	20. 6. 21
松岡内科医院	松本市笹賀5068	20. 6. 2
長野赤十字上山田病院	千曲市上山田温泉3丁目34番地3	20. 3. 31
しのぎき内科呼吸器科クリニック	松本市南松本1-7-8	20. 6. 30
千寿堂高嶋薬局	松本市梓川倭1955-5	20. 6. 30
室賀診療所	上田市上室賀13-5	20. 6. 30
柳沢医院	東御市滋野乙3095	20. 6. 2

健康づくり支援課

長野県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成20年 8月11日

長野県知事 村 井 仁

- 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
飯田都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

長野県告示第480号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号のニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定め、平成20年8月11日から施行します。

平成20年 8月11日

長野県知事 村 井 仁

区 域		法第52条 第1項第 6号の規 定による 数値	法第53条 第1項第 6号の規 定による 数値	法第56条 第1項第 1号によ る別表第 3の5の 項の規定 による数 値	法第56条 第1項第 2号のニ の規定に よる数値
新たに飯田都市計画区域に含まれる用途地域の指定のない区域	別に示す図書により定める区域（面積1,540ha）	10分の10	10分の6	1.25	1.25

（備考） 別に示す図書は省略し、長野県建設部建築指導課、長野県下伊那地方事務所建築課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供します。

建築指導課